## 山梨県立大学不正調査委員会設置要領

(平成27年3月6日制定 大学第3107-1-1号)

(設置)

第1条 「山梨県立大学における研究活動上の不正に係る調査の手続き及び不正行為に対する措置に関する取扱要項」第6条に規定する研究者に係る研究活動上の不正行為について調査するため、研究活動の不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 調査委員会の委員は、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、統 括管理責任者及び外部有識者をもって充てる。
- 2 研究倫理に関する調査委員会の場合にあっては、委員の半数以上は、外部有識者とする。
- 3 委員は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しないものでなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、通知を受理した日から起算して7日以内に最高管理責任者に対して異議申立てをすることができる。この場合において最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交替させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 5 調査委員会の委員長には研究担当理事をもって充て、委員長代理には統括管理責任者をもって充てる。

(会議)

- 第3条 調査委員会は、委員長が招集し、会議を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長代理がその職務を代行する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、自己又は親族に関する事案の審査に参与することができない。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めその意見を 聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後においても同様とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、調査委員会が定める。

附則

この要領は、平成27年3月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月13日から施行する。